

指定事業所の変更届の提出について【地域密着型・総合事業】

1. 指定内容に変更があった場合は、サービス事業所ごとに下記の添付書類を提出してください。
2. 提出期限は、変更の事実が発生した時から 10 日以内となります。
3. **令和 7 年 4 月より、人員基準を満たしている事業所の場合、管理者、サービス提供責任者および介護支援専門員以外の人員の変更については変更の届出が不要となりました。**
ただし、介護給付費算定に係る体制等に関する届出において、資格証や研修の修了証の写しの提出が必要な加算を届出している場合に、当該職種の人員の変更があった場合には、資格証等の写しを提出ください。
4. 下記添付書類については、記載事項に変更がない場合は提出の省略が可能です。その場合、変更届出書にその旨記載してください。

届出等項目	提出書類
事業所(施設)の名称 <u>※事前相談要</u>	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 新しい運営規程(新旧対照表でも可)
事業所(施設)の所在地 <u>※事前相談要</u>	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 新しい運営規程(新旧対照表でも可) ☐ 事業所(施設)の平面図(標準様式 2) ☐ 事業所(施設)の外観及び内部のカラー写真 ☐ 賃貸借契約書等の写し(賃貸の場合) ☐ 建築基準法 7 条 5 項による検査済証(写し)※ ☐ 消防用設備等検査済証等(写し)※
申請者(法人)の名称 法人等の種類 <u>※事前相談要</u>	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 誓約書(標準様式 5) ☐ 登記事項証明書(原本)
主たる事務所の所在地 <u>※事前相談要</u>	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 登記事項証明書(原本)

代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所及び職名	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 登記事項証明書(原本) ☐ 誓約書(標準様式 5) ●認知症対応型共同生活介護事業所・(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の代表者の変更時は「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了証の写しを添付してください。
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る)	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 条例等 ☐ 登記事項証明書(原本)
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 事業所の建物の構造及び平面図並びに設備の概要 <u>※事前相談要</u>	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 事業所(施設)の平面図(変更部分がわかるように) ☐ 事業所(施設)の外観及び内部カラー写真(変更部分がわかるように) ☐ 運営規程(変更がある場合のみ)
利用者の推定数、利用者の定員	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 勤務形態一覧表 ☐ 利用者数の記載がある書類(運営規定・重要事項説明書等)
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 従業者全員の勤務形態一覧 ☐ 雇用関係を証する書類 ☐ 管理者経歴書 ☐ 資格証等の写し

	●認知症対応型共同生活介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の変更時は「認知症対応型サービス事業管理者研修」修了証の写しを添付してください。
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 従業者全員の勤務形態一覧 ☐ 雇用関係を証する書類 ☐ 資格証等の写し
運営規程	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 新しい運営規程(新旧対照表でも可)
協力医療機関・協力歯科医療機関	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 医療機関の概要がわかる書類 ☐ 医療機関との契約書の写し
事業所の種別	☐ 変更届出書 ☐ 付表
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援体制の概要(任意様式)
本体施設、本体施設との移動経路等	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 本体施設の平面図、本体施設との移動経路 ☐ 移動経路等の写真(変更部分を明記)

併設施設の状況等	☐ 変更届出書 ☐ 併設施設の平面図(変更部分がわかるように) ☐ 併設施設の外観及び内部のカラー写真 (変更部分がわかるように)
連携する訪問看護を行う事業所の 名称、所在地	☐ 変更届出書 ☐ 付表
介護支援専門員(計画作成担当者) の氏名及びその登録番号	☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 従業者全員の勤務形態一覧 ☐ 介護支援専門員証の写し ☐ 雇用関係を証する書類 ☐ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(標準様式 7)